

令和3年11月22日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長 田原 克志 様

一般社団法人
日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構
代表理事 内布 智之

障害者総合支援法に基づくサービス等に関する要望

日頃、一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構への活動につきまして、ご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。また、精神障がい者の保健医療福祉施策の充実のために日々ご尽力頂いておりますことに尽きまして、重ねて御礼申し上げます。

弊法人は、精神障がい当事者（精神的に困難な経験を有する当事者）がその実体験を活かしつつ、精神障がい領域の各専門職等と協働し、同じような精神障がい者を適切に且つ良質に支援ができる「精神障がい者ピアサポート専門員」や「ピアサポート活動従事者」等を育成し、精神障がい者の福祉の発展及び国民の精神保健の向上に貢献することを目的とした団体です。精神障がい者の地域移行や地域生活の支援等について、今後の方向性として、適切な体制として頂くためにも、下記のとおり要望致します。

要望事項

1. 地域移行の一層の促進とご本人の希望に即した居住支援を行うグループホームのサービス類型の創設について

平成16年に「入院医療中心から地域生活中心」と理念を示され、様々な政策が行われているところですが、地域移行の解消には一層の取組が必要だと思えます。長期入院から地域生活への移行促進のためという観点はもちろんのこと、「グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査」（令和3年度障害者総合福祉推進事業）による利用者調査における、「将来、一人暮らしまたはパートナーと暮らしてみたいか」（44.7%）というご本人たちの思いも包括した形で、その双方の観点から「どこで誰と生活するかについての選択の機会」、その確保について、その実現に資する適切なサービス体系をご検討いただきたいと思います。そのためにも、新たなサービス類型の創設の検討をお願い致します。

その検討にあたっては、ご本人の希望に即したグループホームでの生活及びその後の一人暮らしやパートナー等との同居も含めた自立生活の支援をグループホームの支援者が継続的あるいは一定期間行うことが可能なサービスが望ましいと考えています。ご本人の意思決定により、ご本人が希望する地域生活等において、顔見知りの支援者が関わり続けられることや適切な支援等が継続的に為されるということはとても大切です。

また、グループホームと自立生活援助や地域定着支援の一体的あるいは切れ目のない連携体制、

精神障がい者が重度訪問介護をより活用しやすい基準や報酬の見直し、地域生活支援拠点整備などの既にある障害者の自立生活を支えるサービスの活用や見直しも十分に検討して頂きたいと思います。

その際、「ご本人の気持ちや意思決定」が、何よりも大切にされることを確認し、決してご本人の気持ちや意思決定に反して「追い出される」ようなことがないように、十分に留意する必要があります。加えて、新たなグループホームのサービスタイプの創設にあたっては、改めて、障がい当事者やご家族、ピアサポーター等、ユーザーに近い方達からヒアリングを行い、十分に参考とすることをご検討頂きたいと思います。

2. グループホームにおける人員配置について

障害者支援においては、「ピアサポート」は、非常に有効な支援となり、今般、相談支援等において報酬上も評価されたところですが、ピアサポートは、居住支援においても、利用者のリカバリーや職員の支援の質向上等に有効に作用します。よって、グループホームにおける人員配置について、障害者ピアサポート研修修了者等を位置付けることをご検討頂きたいと思います。

3. 障害者ピアサポート研修事業の推進と実施体制整備について

「自らも障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、障害福祉サービス事業所等で働き、他の障害や疾病のある障害者のための支援を行うピアサポートの取組について、障害者の地域移行や地域生活の支援に有効なものである」とされている中で、その人材育成を適切に図るために、また障害者ピアサポート研修の質を担保していくためにも、「講師やファシリテーター等研修を担う人材育成研修」を年1回以上開催するなど障害者ピアサポート研修事業の推進と実施体制を整備して頂きたいと思います。

以上